

平成31年3月28日
北海道管区行政評価局

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－ 日本郵便株式会社北海道支社に改善を要請

北海道管区行政評価局は、下記1及び2のとおり、郵便の配達に関する行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之^{そね まさゆき}）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、日本郵便株式会社北海道支社に対して、以下のとおり、改善に向けたあっせんを行いました。

- 1 本人限定受取郵便（特定事項伝達型）の受取時に必要な本人確認書類の氏名の表記に係る周知（別紙1）
- 2 不在期間を郵便局に届け出れば郵便物等が不在期間後に配達される取扱いの周知（別紙2）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官 ^{はぎわら} 萩原

電話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp



【行政苦情救済推進会議とは】

■ 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置

■ 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座長 曾根理之（弁護士）

中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）

原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）

神谷章生（札幌学院大学法学部教授）

宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）

西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）

星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

本人限定受取郵便（特定事項伝達型）の受取時に必要な本人確認書類の氏名の表記に係る周知

（行政相談の要旨）

銀行の普通預金口座の開設手続をした。預金通帳は本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で配達され、その際、配達員から本人確認書類の提示を求められたので、運転免許証を提示したものの、郵便物の宛名がカタカナで表記されていたため、氏名が漢字で表記された運転免許証と表記が一致していないとして、郵便物は返送された。

このため、住所が合致し、漢字で表記された氏名がカタカナの宛名と同一であることが推定できる書類については本人確認書類として認めるか、それが困難な場合は、本人確認資料の準備の都合もあるので、宛名がカタカナやひらがなの場合、本人確認書類も同様の記載によるもので確認できなければ郵便物が受け取れないことをより明確に周知してほしい。

（制度の概要・当局の調査結果等）

- 本人限定受取郵便は、日本郵便株式会社が郵便物を郵便局等に留め置いた上で到着通知書（別添資料 1 参照）を名宛人等に送付し、名宛人等が郵便窓口か住所地に配達を受けて受領する郵便で、配達サービスの有無、本人確認情報の差出人への伝達の有無等により「基本型」、「特例型」及び「特定事項伝達型」（以下「特伝型」という。）に区分。
- 「特伝型」は、平成20年3月に施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律に対応した本人確認サービスとして、郵便物の配達・交付後に所定の事項を差出人に伝達するものとして21年4月から全国で取扱いを開始
- 本人限定受取郵便物を受け取る際には、本人確認書類を提示する必要があり、特伝型の場合は、運転免許証等13種類に限定
- 日本郵便株式会社は、名宛人に対して送付する本人限定受取郵便（特伝型）の到着通知書や同社ホームページにおいて、本人確認資料の住所・氏名の記載が郵便物に記載されている宛名と相違している場合は郵便物を渡すことができない旨周知
しかし、宛名がカタカナで本人確認書類の氏名が漢字である等、氏名表記の相違等によっても郵便物が受け取れないことについては、いずれにおいても説明の記載なし



（日本郵便株式会社北海道支社へのあっせん）

本人限定受取郵便（特伝型）の受取に当たっては宛名の氏名表記と本人確認書類の氏名表記との厳格な一致が必要となることについて、到着通知書の送付時及び日本郵便株式会社のホームページなどにおいて具体例を示すなどにより、分かりやすく周知すること

なお、ホームページにおける周知など日本郵便株式会社本社での対応が必要となる事項については、日本郵便株式会社本社に上申すること

制度の概要等

- 本人限定受取郵便は、郵便法（昭和22年法律第165号）第44条に基づく郵便物の特殊取扱の一種。内国郵便約款（以下「約款」という。）第139条第1項及び第2項に基づき、日本郵便株式会社が郵便物を事業所（郵便局等）に留め置いた上で到着通知書を名宛人等に送付し、名宛人等が郵便窓口か住所地に配達を受けて受領する郵便
- 本人限定受取郵便は、次表のとおり、配達サービスの有無、本人確認情報の差出人への伝達の有無等により「基本型」、「特例型」及び「特定事項伝達型（以下「特伝型」という。）」に区分
- 「特伝型」は、平成20年3月に施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に対応した本人確認サービス（注）として、郵便物の配達・交付後に所定の事項を差出人に伝達するものとして21年4月から全国で取扱いを開始
 （注） 犯罪収益移転防止法に基づき、銀行等対象事業者は、個人との取引時に本人確認事項（氏名、住所及び生年月日）の確認を行うことと規定（法第2条第1項、法第4条第1項）。

表 本人限定受取郵便の種類と内容

	基本型	特例型	特伝型
対象商品	郵便物、ゆうメール及びゆうパック	郵便物	郵便物
受取人	名宛人又は代人	名宛人	名宛人
受取人への連絡方法	郵便局が到着通知書を送付	郵便局が到着通知書を送付（電話番号が分かれば電話連絡も行う） 受取人は電話又はFAXで配達日時の依頼又は受取郵便局名を連絡	郵便局が到着通知書を送付（電話番号が分かれば電話連絡も行う） 受取人は電話又はFAXで配達日時の依頼又は受取郵便局名を連絡
受取場所	郵便窓口	郵便窓口又は名宛人本人又は代人に配達	郵便窓口（注2）又は名宛人本人に配達
差出人への本人確認情報の伝達	なし	なし	本人確認書類の名称及び記号番号、本人確認書類に記載されている名宛人の生年月日、本人確認を行った者の氏名、本人確認書類の提示を受けた日時

- (注)1 日本郵便株式会社のホームページに基づき当局が作成した。
 2 特伝型の郵便物の受取は、ゆうゆう窓口のある郵便局に限定されている。

- 名宛人等が本人限定受取郵便物を受け取る際には、約款第139条第6項に基づき、本人確認書類を事業所（郵便局等）に提示する必要がある。特伝型については、次表のとおり、約款別記9の規定により提示可能な本人確認書類は13種類に限定

表 本人限定受取郵便物（特伝型）受取時に提示可能な本人確認書類（13種類）

<ul style="list-style-type: none"> ・日本国旅券 ・在留カード ・特別永住者証明書（外国人登録証明書を含む） ・運転免許証 ・個人番号カード ・官公庁職員の身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・年金手帳 ・運転経歴証明書 ・公の機関が発行した写真付き資格証明書 ・届出避難場所証明書
--	---

(注)約款に基づき当局が作成した。

- 本人限定受取郵便（特伝型）における本人確認書類（13種類）の氏名の表記をみると、名宛人の氏名がカタカナ表記の場合、本人確認資料として有効となるものは、①健康保険被保険者証等（注）、②共済組合員証、③年金手帳及び④公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等の一部）の4種類に限定
 （注）健康保険、国民健康保険（一部）又は船員保険等の被保険者証

北海道管区行政評価局の調査結果

- 日本郵便株式会社は、本人限定受取郵便（特伝型）の受取に当たり名宛人の氏名表記と本人確認書類の氏名表記の一致が求められることについて、名宛人に対して送付する到着通知書や同社ホームページにおいて、「本人確認資料の住所・氏名の記載が、郵便物に記載されている宛名と相違している場合は、郵便物をお渡しすることができませんのであらかじめご了承ください。」などと記載し周知しているが、宛名がカタカナで本人確認書類の氏名が漢字である等、氏名表記の相違により郵便物が受け取れないことについては、いずれにおいても説明の記載なし

- 道内のゆうゆう窓口のある 57 郵便局のうち 15 郵便局（札幌市内の全 12 郵便局、函館中央郵便局、旭川中央郵便局及び釧路中央郵便局）を抽出して、郵便局独自の周知状況をみたところ、2 郵便局（札幌中央及び豊平）において、到着通知書に補足説明の文書を添付し、氏名の表記について、次表のとおり、どのような場合に配達・交付が不可となるのかについて、具体例を示して周知している例あり（その他 13 郵便局は周知なし）

表 郵便局が独自に到着通知書に添付している補足説明文書の例（豊平郵便局）

本人限定受取郵便物（特伝型）の配達・交付に関するお知らせ

○郵便物のお渡しには「郵便物の表記」と「ご本人様確認資料の表記」が一致していることが原則となります

【ご氏名の可否事例】

郵便物のあて名の表記	ご本人様確認資料の表記	お渡しの可否
郵便 太郎	郵便 太郎	○（一致するため、お渡しできます）
	郵便 太郎	×（一致しない（「郎」が違う）ため、お渡しできません）
	ゆうびん たろう	×（一致しない（漢字とひらがな）ため、お渡しできません）
	郵便 たろう	×（一致しない（名前がひらがな）ため、お渡しできません）
	ユウビン タロウ	×（一致しない（漢字とカタカナ）ため、お渡しできません）
	郵便・ジョージ・太郎	×（一致しない（ミドルネーム）ため、お渡しできません）

※ご住所につきましては、マンション名等が相違（郵便物には表記があるが、ご本人様確認資料にはない等）する場合、確認のためにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

（注）日本郵便株式会社北海道支社の提出資料に基づき作成した。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 宛名の氏名表記がカタカナで本人確認書類の氏名表記が漢字であるなど、本人確認書類の表記が宛名の氏名表記と異なる場合に本人であると推認して郵便物を交付することは、犯罪収益移転防止法の趣旨等を踏まえると困難と考えられる。
- ② 一方、特伝型の受取に当たり、宛名の氏名表記と本人確認書類の氏名表記との厳格な一致が必要であることについて、現在、日本郵便株式会社本社が作成した様式による到着通知書や同社のホームページで行っている周知内容だけでは、表記の厳格な一致まで求められているとは理解しづらいと考えられる。
- ③ 氏名表記等の厳格な一致が必要となることについて、例えば、一部の郵便局が独自に到着通知書に添付している補足説明文書の記載にあるように、具体的な可否例（宛名の氏名表記がカタカナで本人確認書類の氏名表記が漢字の場合は、表記が不一致となり、交付が不可であるなど）を挙げるなどにより分かりやすく周知する方法があるのではないかと。

整理番号 _____

年 月 日

* 連絡先：日本郵便株式会社	郵便局	部
TEL：〇〇〇－***－〇〇〇〇	(電話受付時間 〇：〇〇～〇〇：〇〇)	
FAX：〇〇〇－***－〇〇〇〇		

本人限定受取郵便物特定事項伝達型の到着のお知らせ

<到着した郵便物>

ご住所	市 町 丁目 番 号
受取人様	様
お問い合わせ番号	

_____様からあなた様宛に本人限定受取郵便物特定事項伝達型（受取人ご本人様に限定してお渡しし、所定の事項を差出人様にお知らせする郵便物）が到着しており、下記1の郵便局で保管期限まで保管しております。

つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、**受取人ご本人様**のご都合のよい配達日及び時間帯を上記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に○をして送信してください。）。

なお、電話でご連絡いただいた際、配達時にご提示いただく本人確認資料の名称、記号番号及び生年月日等をお聞きしますので、お手元に別添（お受取りの際のご注意事項）及びこれに記載の本人確認資料をご用意ください。

1 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	郵便局	保管期限	月 日 () まで
-------	-----	------	------------

2 指定可能な配達時間帯等

配 達 日	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻
月 日	① 午前中	7 : 0 0
	② 1 2 時頃～1 4 時頃	7 : 0 0
	③ 1 4 時頃～1 6 時頃	1 3 : 0 0
	④ 1 6 時頃～1 8 時頃	1 3 : 0 0
	⑤ 1 8 時頃～2 0 時頃	1 7 : 0 0
	⑥ 1 9 時頃～2 1 時頃	1 7 : 0 0

3 ゆうゆう窓口でのお受取り

受取人ご本人様が、郵便局のゆうゆう窓口でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局（ゆうゆう窓口を設置している郵便局に限ります。）を上記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は以下に郵便局名をご記入の上、送信してください。）。

ご希望の郵便局	郵便局
---------	-----

4 お受取りの際に必要なもの

配達又はゆうゆう窓口でのお受取りの際は、**本人確認資料等が必要**となりますので、別添（お受取りの際のご注意事項）をご一読ください。

本人限定受取郵便物特定事項伝達型のお受取りの際のご注意事項

- 1 「本人限定受取郵便物特定事項伝達型」は、次のような郵便物です。
 - ① 配達又はゆうゆう窓口でお渡しする際、下記の「**本人確認資料一覧**」のうち**1点**をご提示いただき、郵便物に記載されている受取人ご本人様であることを確認させていただきます（**ご本人様以外の方にはお渡しできません**）。
 - ※ 本人確認資料の種類を、「基本型」よりも限定させていただいておりますので、ご了承ください。
 - ② 確認結果として、弊社社員が次の事項を記録し、差出人様にお知らせします（記録させていただいた本人確認資料の名称等の個人情報、差出人様へのお知らせのためにのみ使用し、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。）。
 - ア 本人確認資料の名称、記号番号及び記載されている受取人ご本人様の生年月日
 - ※ 本人確認資料によっては、記号番号がない場合がありますが、その場合は、記号番号以外の情報を差出人様にお知らせします。
 - ※ マイナンバー（個人番号）及び基礎年金番号は、記録及び差出人様へのお知らせはいたしません。
 - イ 郵便物をお渡しした日時
- 2 **差出人様に1の②の情報をお知らせすることについてご承諾いただけない場合は、上記の確認を行うことなく、郵便物を差出人様にお返しいたします。**
- 3 **ゆうゆう窓口でお受取りになられる際は、同封の「本人限定受取郵便物特定事項伝達型の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。**
- 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。

＜本人確認資料一覧＞（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限り。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② マイナンバーカード（個人番号カード）（マイナンバー（個人番号）の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限り。）
- ⑤ 官公庁がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限り。）
- ⑬ 届出避難場所証明書（郵便物を受け取る日前6か月以内に作成されたものに限り。）

※ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、特定事業者（金融機関等）に対しては、厳格な本人確認等の実施義務が課せられており、本人限定受取郵便物特定事項伝達型は、同法により課されている本人確認を郵便物の配達又は交付時に特定事業者に代わって実施し、その情報を差出人様にお知らせするものです。

このため、本人確認資料の住所・氏名の記載が、郵便物に記載されている宛名と相違している場合は、郵便物をお渡しすることができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。

なお、**記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するものみに利用させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。**

〇〇〇〇郵便局

不在期間を郵便局に届け出れば郵便物等が 不在期間後に配達される取扱いの周知

(行政相談の要旨)

旅行のため2週間ほど自宅を不在とし、帰宅したところ、郵便受けに「書留等ご不在連絡票」が投函されていた。しかし、同連絡票に記載された保管期限である7日間を数日経過していたため郵便物は返送されており、差出人に迷惑をかけてしまった。

後日、不在となる期間（最長30日間）を事前に郵便局に届け出れば、届出期間終了後に郵便物が配達されることを人づてに知ったが、郵便局でこのことについて周知している様子は何もない。郵便局は積極的に周知すべきではないか。

(制度の概要・当局の調査結果等)

- 受取人不在その他の事由により配達ができない郵便物は、郵便局等の窓口での受取人への交付、受取人が指定した郵便局での受け取りなどのほか、受取人が希望する日の配達を請求した場合にその希望日に配達する方法あり
不在とする場合（最長30日）は、受取人が「不在届」（別添資料2参照）をあらかじめ郵便局に届け出ることにより、その届出期間内に到着した郵便物等は届出期間終了後に配達
- 日本郵便株式会社北海道支社は、長期間不在となる場合の郵便物の配達について、日本郵便株式会社ホームページで周知すること及び「お客様サービス相談センター」で相談を受けた場合に適宜説明することとしており、郵便局窓口での周知は特段行わず
- 日本郵便株式会社ホームページの周知は、トップページから順にアクセスしようとした場合、「よくあるご質問・お問い合わせ」から「日本郵便株式会社・郵便局窓口に関するご質問」、「転居・引越し時のQ&A」、「長期不在の場合」の順に開かなければ閲覧ができない状況
- 当局が管内の行政相談委員（114人）に対し、長期間不在となる場合に事前に不在届により届け出れば郵便物等が届出期間終了後に配達される取扱いについて承知しているか調査、当該取扱いを知らなかった人は100人中80人（80%）

(日本郵便株式会社北海道支社へのあっせん)

- ① 長期間不在による郵便物の保管に係るニーズの実態等を踏まえつつ、郵便局の窓口等での掲示などホームページ以外の方法により、不在届の周知を行うことについて検討すること
- ② 長期間不在となる場合の郵便物の取扱いがホームページ上でより容易に閲覧可能となるような掲載方法に見直すことについて、日本郵便株式会社本社に対して上申すること

制度の概要等

- 受取人不在その他の事由によって配達することができない郵便物は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 68 条の規程に基づき、日本郵便株式会社が国内の郵便の役務に関する提供条件等を定めた内国郵便約款（第 71 条）において、その郵便物の配達を受け持つ郵便局等の窓口において受取人に交付する方法、その他日本郵便株式会社が別に定める方法により交付又は配達することを規定
- 内国郵便約款第 71 条における日本郵便株式会社が別に定めるその他の交付・配達方法としては、受取人が指定した郵便局での受け取り、勤務場所への配達、代人への配達などのほか、受取人が希望する日の配達を請求した場合にその希望日に配達する方法
- 受取人が希望する日の配達を請求した場合にその希望日に配達する方法（最長 30 日の場合）は、受取人が、日本郵便株式会社の所定の様式「不在届」をあらかじめ郵便局に届け出ることにより、その届出期間内に到着した郵便物等（ゆうパック、ゆうメール等を含む）を届出期間終了後に配達する取扱い
- 日本郵便株式会社北海道支社は、長期間不在となる場合の郵便物の配達について、日本郵便株式会社ホームページでの周知及び「お客様サービス相談センター」で相談を受けた場合に適宜説明

北海道管区行政評価局の調査結果

- 日本郵便株式会社のホームページでは、長期間不在となる場合は、不在となる期間（最長 30 日）をあらかじめ不在届により届け出れば、その期間内に到着した郵便物等は、届出期間終了後に配達する旨を周知
ただし、当該ページは、日本郵便株式会社ホームページのトップページから順にアクセスしようとした場合、「よくあるご質問・お問い合わせ」から「日本郵便株式会社・郵便局窓口に関するご質問」、「転居・引越し時の Q & A」、「長期不在の場合」の順に開かなければ閲覧ができない状況
- 当局が、北海道内の 15 郵便局（ゆうゆう窓口を設置している札幌市内の全 12 郵便局、函館中央郵便局、旭川中央郵便局及び釧路中央郵便局）を抽出して、長期間不在となる場合の郵便物の配達についての周知状況を確認したところ、いずれの郵便局においても、掲示等により周知している例なし
（注）豊平郵便局において、「不在届提出の留意事項」（主に不在届の提出にあたっての保管期間等の留意事項が記載されたもの）が、ゆうゆう窓口付近に掲示

- 日本郵便株式会社では、受取人不在により配達できない郵便物の差出人への返還状況や不在届の提出状況については不明としており、その実態は不明。今回、当局において以下のとおり不在届の認知状況等を調査

👉 不在届の認知状況

当局管内の行政相談委員（注）（114人）に対し、長期間不在となる場合に事前に不在届により届け出れば、郵便物等が届出期間終了後に配達される取扱いについて承知しているか等について書面調査（回答者数 100人）

（注）行政相談委員とは、総務大臣が委嘱する民間人で、無償で行政相談及び行政相談制度の周知・広報を行っており、全国で約 5,000人（北海道内では 293人）が活動

① 不在となる期間をあらかじめ届け出れば、その期間内に到着した郵便物等が届出期間終了後に配達される取扱い（不在届）を知らなかった者は 100人中 80人（80%）

② 不在届について知らなかった者のうち、1週間以上自宅を不在とすることが年1回以上ある者は 80人中 23人（29%）

1週間以上自宅を不在とすることが年1回以上あると回答のあった 23人のうち 1人は、本件申出と同じく、不在期間中に配達された書留郵便物が 7日間の保管期間を経過したため差出人に返送されてしまった経験があるとしているほか、23人全てが、機会があれば不在届を利用したいと回答

👉 長期間の不在に関連する参考指標

① 日本人海外旅行者数

日本人海外旅行者の過去 5か年間の推移をみると、3か月以内の滞在期間別人数は、年間約 15百万人から約 17百万人、このうち、6日以上 1か月以内の滞在人数は 5百万人台、1か月超～3か月以内の滞在人数は 60万人台で推移

（法務省「出入国管理統計」）

② 単独世帯数

単独世帯（世帯主が 1人の世帯）は、平成 12年の 12,911千世帯（全世帯数の 25.6%）から増加傾向、27年は 18,418千世帯（全世帯数の 34.5%）

（総務省「国勢調査」）

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 長期間不在となる場合に、その期間をあらかじめ不在届により届け出ることによって郵便物等が届出期間終了後に配達される取扱いについては、日本郵便株式会社ホームページで周知されているが、その掲載方法については、容易に閲覧できるよう工夫する必要があるのではないか。
- ② 高齢化の進展に伴って単身の高齢者も多くなるなどの社会的背景により、不在届による郵便物の保管のニーズは今後一層高まるのではないか。
- ③ 不在届の提出の機会を確保する観点から、当該取扱いについて、ホームページによる周知に加え、郵便局の窓口などその他の方法により周知することについて検討してはどうか。

不 在 届

平成 年 月 日

郵便局長 殿

ご住所 _____

ご氏名 _____ 印

電話番号 _____

下記の期間は不在となりますので、自宅あての郵便物等は、すべて配達を保留してください。

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

【郵便局使用】

① 窓口確認

郵便局名	受付年月日	本人確認書類の名称	受付者印
	平成 年 月 日		

② 不在届受付確認票の配達

配達年月日	配達者印
平成 年 月 日	

<キリトリ線>

【不在届を提出されるお客さまへ（留意事項）】

- 郵便物等の保管期間は最長30日間です。保管期間満了日の翌日（翌日が日曜日等の配達を行わない日の場合は、その翌日以後の最初の配達日）に、すべての郵便物等を配達いたします。
- ご自宅あてのすべての郵便物等を保管いたします。
 - ご家族（同居者を含みます。）の一部や郵便物等の種別を限定して保管することはできません。
 - 差出人様があらかじめ保管期間を定められた郵便物等については、その保管期間の満了日までの保管となります。
- 提出される場合は、本用紙とともに、ご本人の確認をさせていただくため、運転免許証、各種健康保険証等を郵便局の窓口にお持ちください。
- 郵便物等を詐取する目的で、第三者が虚偽の不在届を提出することを防止するため、不在届の受付後、「不在届受付確認票」をご自宅にお届けいたします。
- 不在届の受付後、保管期間中にご家族（同居者を含みます。）のどなたかが在宅されていることが判明した場合は、保管しているすべての郵便物等を配達させていただきます。

<ご不在の期間> ※お客さまメモとして適宜ご活用ください。

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで